鉄道事故災害対策計画

鉄道事故災害対策計画

ま　え　が　き
鉄道（軌道を含む）における列車の衝突、火災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故災害に対して、市及び各防災関係機関がとるべき対策について必要な事項を定める。 **本市における鉄道網の現状** 市域における鉄道機関は、東日本旅客鉄道㈱のＪＲ常磐線が運行している。 この路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線行楽地への行楽客の輸送手段となっている。 常磐線が市内に係る駅数は 5 駅（日立、常陸多賀、大甕、小木津、十王）で、営業キロ数は、約 19.2km、踏切が 22 箇所となっている。

第１章　災害予防計画

第１節　鉄道事業者の災害予防

担	責　任　者	ＪＲ東日本（水戸支社）
	課	防災対策課、道路管理課、道路建設課

第１　事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切における自動車等の衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するようにポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

第２　保安対策

鉄道事業者は、橋りょう、高架橋、トンネル等構造物の点検補修を行うなど、運転保安度の向上を図る。また、保安装置等の設置を推進するとともに、事故の未然防止に努める。

第３　事故対策及び防止訓練の実施

鉄道事業者は、事故想定訓練を実施するほか、事故対策及び防止に必要な訓練を実施する。

第４　防災広報の実施

鉄道事業者は、災害発生に伴う混乱を防止し、輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備により、適時事故防止又は事故が発生した場合の対応についての広報に努める。

第５　体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

(1)　自動列車停止装置（ATS）

列車が制限速度を超えて信号機を通過しようとした場合に自動的に減速又は停止させる装置。

(2)　自動列車制御装置（ATC）

先行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる装置。

(3)　列車集中制御装置（CTC）

走行中の列車と地上で運行管理をしている運輸司令所及び各地区司令と相互間で安全運行に必要な情報収集ができ、またこの装置に取り付けられている発報信号を発信すると前後 1km の範囲内を走行中の列車に対し、緊急事態の発生を伝えることになっている。

(4)　踏切支障報知装置

踏切道上に列車の進行を妨げる障害物（自動車等）があると、これを検知して発光信号を点滅させ、運転士に危険を知らせる装置。

第２節　災害応急対策の整備

担	責　任　者	ＪＲ東日本（水戸支社）
	課	防災対策課、消防本部総務課、警防課、予防課（各署所）、関係各課

第１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　情報の収集、連絡

ア　市及び鉄道事業者相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ　市及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

ウ　市及び鉄道事業者は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

エ　市及び鉄道事業者は、気象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達・情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておく。

(2)　情報の分析

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第２　災害応急体制の整備

(1)　職員の体制

鉄道事業者は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

(2)　防災関係機関相互の連携体制

ア　協定の締結

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。既に以下の協定を締結しているが、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。また、消防相互応援体制に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられることができるよう、応援計画や受授計画を作成するよう努めるものとし、応援先・受授先の指定、応援・受授に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

※　災害時等の相互応援に関する協定　（資料編　資料 2-1）

※　茨城県広域消防相互応援協定　（資料編　資料 9-10）

イ　民間事業者の活用等

平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ　備蓄体制

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

エ　人材の育成

(ｱ)　応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見、支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(ｲ)　発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

オ　県へ応援要請

県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第３　救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1)　救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との提携の強化に努める。

特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図る。

また、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育・訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

(2)　医療活動への備え

医療活動への備えとしては、市消防本部及び関係医療機関との活動体制の整備に努め、必要と思われる緊急医療資機材の整備を図る。

市は、地域の実情に応じて、災害時における救急医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

また、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、これらの広域後方関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所、設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

(3)　消火活動への備え

市消防本部は、平常時より鉄道事業者との連携強化を図る。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制整備に努め、消防機関との連携強化に努める。

第４　緊急輸送活動の整備

市は、発災時の緊急輸送活動実施のための効果的な事前対策としては、地震災害対策計画編第３章第８節「緊急輸送体制」に準じる。

鉄道事業者は、発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努める。

第５　関係者等への的確な情報伝達活動の整備

市及び鉄道事業者は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ対応マニュアル等を作成するよう努める。

第６　鉄道事業者の役割

(1)　防災訓練の実施

事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関をはじめとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

(2)　災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

(3)　鉄道交通安全環境の整備

鉄道事業者は軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努める。

また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努める。

(4)　再発防止対策の実施

事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直後又は間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行う。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努める。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第２章　災害応急対策計画

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第１節　災害情報の収集･連絡

担当	責　任　者	総務部長
		都市建設部長、消防長
	班	総務班、総務部庶務班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班
	関係機関	ＪＲ東日本（水戸支社）

第１　災害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、鉄道事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある揚合においては、速やかに関東運輸局に連絡し、市（防災対策課）、市消防本部及び日立警察署に通報する。

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに市（防災対策課）、市消防本部等関係機関へ連絡する。

(1)　鉄道事故災害情報等の収集・連絡系統

鉄道事故災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおり。

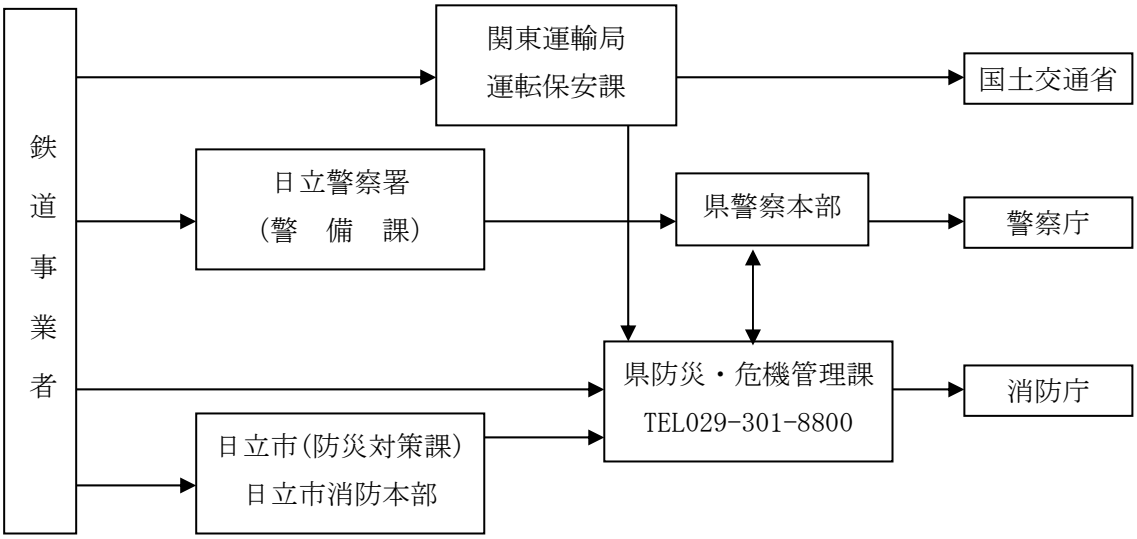

（　連　絡　先　一　覧　）

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消　防　庁	昼	03-5253-7777	宿直室
	夜間	同上	同上
関東運輸局	昼	045-211-7240	運転保安課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨　城　県	昼	029-301-8800	防災・危機管理課
	夜間	同上	同上
日立警察署	昼	22-0110	警備課
	夜間	同上	同上
ＪＲ東日本	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部司令室
	夜間	同上	同上

第２　災害情報の収集・伝達

市消防本部は、鉄道事故災害の発生又は発生のおそれがある事故の連絡、通報を受けた時は、情報の収集を行い、調査収集した情報は災害対策本部へ報告する。

特に、鉄道事故災害発生時に収集する事項は、以下のとおり。

なお、各機関への情報伝達事項、県への報告に関しては、事故災害対策計画第２章第２節「災害情報収集伝達計画」のとおり。

(1)　事故発生日時、場所及び事故の概要
(2)　事故車両の状況（所属鉄道会社名、車両種類、車両使用種類（貨客、貨物）等）
(3)　鉄道施設の状況（駅舎、軌道等）
(4)　人的被害の状況（乗客・乗員の数、要救助者及び傷病者の有無と状況等）
(5)　火災発生の有無
(6)　延焼拡大要因の有無（積載物の種類、形態、危険物の有無）
(7)　延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
(8)　地域住民の避難の必要性、避難状況
(9)　発災周辺地域の状況（軌道、橋りょう、トンネル、盛土、切土等の異常の有無）
(10)　鉄道機関の措置状況
(11)　国、県の措置状況
(12)　気象情報等

第２節　応急活動体制

担当	責任者	総務部長、消防長
		各部長
	班	総務班、人事班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、各部各班
	関係機関	ＪＲ東日本（水戸支社）

第１　鉄道事故災害配備体制の確立

(1)　各部の配備・動員計画

ア　各部長は、所管部の職員動員計画により、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨を周知する。

イ　各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

①災害時の職員動員連絡体制表
②動員配備別区分参集数

ウ　各課長は、作成若しくは修正した計画を、随時防災対策課長に報告する。

なお、防災対策課は、各部から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

鉄道事故災害時の配備体制について

災害対策本部設置前の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第１・第２事前配備体制　災害情報連絡会議	1　次の基準により、総務部長が必要と認めたとき。 (1)　鉄道事故により、死傷者が発生した場合又は災害情報連絡会議体制をとる必要が生じた場合 2　その他の状況により総務部長が必要と認めたとき。	1　災害情報連絡会議員及び各部連絡員の職員を配置し、情報連絡活動が円滑に行え得る体制とする。 なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2　事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
第１次動員体制　災害警戒体制本部	1　次の基準により総務部を所管する副市長が必要と認めたとき。 (1)　鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合 2　その他の状況により、総務部を所管する副市長が必要と認めた場合	1　各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数を参集し、鉄道事故災害の拡大を防止するための体制をとる。 2　情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3　事態の推移に伴い、速やかに第２次動員体制に移行しうる体制とする。 4　配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。

災害対策本部設置後の職員の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第２次動員体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	1　各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数を参集し、鉄道事故災害の拡大を防止するための体制をとる。 2　情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3　事態の推移に伴い、速やかに第３次動員体制に切り替えができる体制とする。
第３次動員体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、第２次動員体制では対処できない場合	1　それぞれが分掌する事務に応じて必要と認めた人数又は職員数の２分の１を参集し、鉄道事故災害の拡大を防止する体制をとる。

第３節　鉄道事業者の応急対策

担	責　任　者	ＪＲ東日本（水戸支社）
	班	総務班、総務部庶務班、広報班、管理班、警防班、警備班

第１　事故発生の報告と情報の収集

鉄道事業者は、事故が発生したとき、又は事故を発見若しくは事故の通報と情報の収集を受けたときは、直ちに関係先（最寄り駅長、輸送指令、運輸司令等）へ報告する。

また、連絡を受けた鉄道事業者は、的確な情報の収集を行うと同時に、市（防災対策課）、市消防本部及び日立警察署へ状況を報告する。

第２　消防機関等への救援要請

最寄りの駅長は、救急処置及び復旧に必要な措置を講ずるため、必要に応じて、市（防災対策課）及び市消防本部へ救援を要請する。

第３　事故発生時の応急処置

鉄道事業者は、事故発生直後には、以下の応急措置を実施する。

(1)　乗客等の避難誘導

乗客等の避難誘導については、対向列車等の進行及び架線の切断等に注意し、安全な場所へ誘導する。

(2)　負傷者の救急処置

負傷者のある時は、応急救護に努めるとともに、到着した救急隊員に対し、負傷者の引継を行う。

(3)　誘発事故の防止

被害の拡大防止及び誘発事故の防止に努める。

(4)　列車の順序変更等運転整理

二次的被害を防止するため、後続並びに隣接線列車等に停止措置を行う等事故状況に応じ列車の順序変更、運休等適切な運転整理を行う。

(5)　関東運輸局長への事故の報告

事故状況について、鉄道事業法により、関東運輸局長に事故の報告を行う。

(6)　特殊車両の手配

災害復旧のため、必要に応じて、特殊車両の手配（レッカー車、クレーン車等）及び投光器等の出動を依頼する。

(7)　他の輸送機関との代替輸送

事故が発生し、輸送が困難と認められる場合には、他の輸送機関に対して振替輸送を依頼する。

第４　災害広報の実施

鉄道事業者は、事故が発生した場合の広報活動について、以下の活動を行う。

(1)　利用者への通知

事故が発生したときは、利用旅客に対し、駅・車内放送設備及び掲示板類により、事故の通知及び代替輸送等の誘導案内を徹底し、秩序の維持に努める。

(2)　他の交通機関への通知

事故が発生し、他の交通機関に著しく影響を及ぼすおそれのある時は、速やかに他の交通機関へ通報し、協力を要請する。

(3)　報道機関への通知

事故が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのあるときは、速やかに報道機関に通報する。

第４節　救助・救急、医療救護、消火活動

担当	責任者	消防長
		保健福祉部長
	班	警防班、消防部庶務班、消防部情報班、警備班、保健班
	関係機関	ＪＲ東日本（水戸支社）

第１　救助･救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行う。

大規模な鉄道事故災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、市・県及び関係機関へ連絡するとともに、必要に応じて応援を要請する。

第２　資機材の調達

消火及び救助･救急活動に必要な資機材は､原則として当該活動を実施する機関が携行するが、鉄道事業者は、必要に応じ、消防機関又は民間企業からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第３　医療救護活動

発災時には､医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから､鉄道事業者は、事故災害対策計画第２章第５節第１「医療救護」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

第４　消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に可能な限り協力するよう努める。

また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第５節　避難、輸送等・その他の応急活動

第１　被害地域周辺居住者への避難勧告・指示

鉄道事故災害による火災の拡大等により、被害地域周辺の市民に生命の危険が及ぶと認められる場合又は災害の状況により必要と認めるときは、本部長は、避難先を確保し、被害地域周辺居住者に対して、避難勧告・指示を本編事故災害対策計画第２章第７節「避難計画」に準じて行う。

第２　駅舎、車両等からの避難者への対応

市は、鉄道事業者、消防及び日立警察署など、関連機関と協力して誘導を行う。

指定緊急避難場所では、避難者の確認を行い、家族への連絡を行う。

第３　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、鉄道事故災害が発生し市域に影響があると認めたときは、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、関係機関と連携し、必要があれば一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を日立警察署に要請する。

鉄道事業者は、災害が発生した場合は、他の路線への代替輸送、バス代行輸送等の交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努める。

第４　広域的な応援体制

市は、市域で鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は震災対策計画編第３章第５節「広域応援要請計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

また、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

災害応急対策を行うために必要な場合は、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

他の市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

第５　自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、風水害対策計画編第３章第13節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じ直ちに県へ要請する。

第６　防疫及び遺体の処理

市は、発災時の防疫及び遺体の処理については、本編事故災害対策計画第２章第５節第２「防疫」及び第５「死体の捜索処理等」に準じて行う。

第７　災害広報の実施

市は、日立警察署、鉄道事業者と緊密な連絡のもと、次の事項について適切・迅速な広報を実施する。

(1)　広報事項

ア　被災状況及び被災者の状況

イ　避難勧告・指示・誘導の内容

ウ　人命の救助状況

エ　避難者の状況

オ　交通規制の状況

カ　鉄道機関の運行状況

キ　代替輸送手段の状況

ク　応急活動状況

ケ　鉄道機関の復旧見通し等

(2)　広報手段

本編事故災害対策計画第２章第３節第３「市による広報活動の実施要領」に準じる。

第６節　関係者等への的確な情報伝達活動

<table>
<tr><td rowspan="4">担
当</td><td rowspan="2">責　任　者</td><td>総務部長
市長公室長　　※　他部・関係機関との連絡・調整</td></tr>
<tr><td>関係各部長　　※　本部事務分掌に関すること</td></tr>
<tr><td>班</td><td>総務班、総務部庶務班、総務部情報班、広報班、関係各部各班</td></tr>
<tr><td>関係機関</td><td>県（防災・危機管理課）、日立警察署、NHK 水戸放送局、茨城放送、
NTT 東日本、茨城支店、NTT ドコモ茨城支店</td></tr>
</table>

第１　情報伝達活動

市は、鉄道事故災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等により行うよう努める。

なお、広報する内容は概ね以下のとおり。

(1)　鉄道事故災害の状況
(2)　旅客及び乗務員等の安否情報
(3)　医療機関の災害応急対策に関する情報
(4)　施設等の復旧状況
(5)　避難の必要性等、地域に与える影響
(6)　その他必要な事項

第２　関係者からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ関係者からの問合せに対応するための窓口設置、必要な人員の配置等、体制の整備に努める。

第３章　復旧・復興計画

第１節　復旧・復興計画

担当	関係機関	ＪＲ東日本（水戸支社）

鉄道事業者は、応急資材の確保について、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図るものとする。

また、鉄道事故災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。

その際には、二次災害が発生しないように、十分に現地の保安体制を強化するよう努める。
なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。